

○旭川工業高等専門学校秀峰会館課外活動等関係施設使用細則

(平成6. 3. 14 達第34号)

改正 平成19. 3.13 達第84号

旭川工業高等専門学校秀峰会館課外活動等関係施設使用細則

(趣旨)

第1条 旭川工業高等専門学校(以下「本校」という。)福利施設運営規程(平成6年旭高専達第33号)第7条の規定に基づき、秀峰会館課外活動等関係施設(課外研修室、音楽室及び和室。以下「研修室等」という。)の使用については、この細則の定めるところによる。

(使用の範囲)

第2条 研修室等の使用の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 学生が行う課外活動及び行事
- (2) 学生及び職員が行う集会、研究会等
- (3) その他校長が特に認めた場合

(使用時間及び休館日)

第3条 研修室等の使用を認める時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、校長が特に認めた場合は、この限りでない。

(1) 使用時間

月曜日～金曜日 8時30分から20時まで

(2) 休館日

ア 日曜日及び土曜日

イ 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

ウ 年末年始の休日

エ その他校長が特に指定した日

(使用手続)

第4条 研修室等を使用しようとする場合は、原則として使用予定日の7日前までに、本校学生準則(昭和37年制定)第28条に規定する施設(設備)使用許可願を学生課に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、課外活動等で日常既にその使用を認められている場合は、この限りでない。

(使用者の遵守事項)

第5条 研修室等の使用に当たっては、次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 許可された目的及び日時以外は、使用しないこと。また、許可された内容に変更があった場合は、速やかに学生課にその旨を連絡すること。
- (2) 施設、設備及び備品は大切に取り扱い、備品等は許可なく持ち出さないこと。
- (3) 火気の使用に注意すること。
- (4) 保健衛生に留意すること。
- (5) 使用後は、整理、整頓、清掃、戸締り、消灯等の後始末をし、必ず施錠すること。
- (6) その他必要と認めて指示する事項

(使用停止及び許可の取消し)

第6条 研修室等の管理運営に支障があると認められる場合及び前条に規定する遵守事項に違反した場合は、使用の停止又は許可の取消しをすることがある。

(弁償責任)

第7条 使用者が、施設、設備及び備品を破損し、又は紛失した場合は、その一部又は全

部の費用を弁償させることがある。

(鍵の取扱い)

第8条 秀峰会館の鍵は、学生課が保管する。ただし、勤務時間外及び休館日は、警備員が保管する。

附 則

この細則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則 (平成19.3.13 達第84号)

この細則は、平成19年3月13日から施行する。